

『日商簿記1級 とおるテキスト 商業簿記・会計学Ⅱ 応用編』

『サクッとわかる日商1級 商業簿記・会計学 完成編テキスト 第2版』をお持ちの方へ

## 2022年度 日商簿記1級(商業簿記・会計学)の出題範囲の変更点

2022年3月



主に「収益認識に関する会計基準」(以下、「収益認識基準」)の適用により、2022年4月1日から、日商簿記1級の商業簿記・会計学の出題範囲の内容が変わりました。工業簿記・原価計算には影響はありません。

### 2022年度 日商簿記検定1級の出題範囲の主な変更点

論 点	変更の経緯	備 考
契約資産・契約負債	「収益認識基準」の適用に伴う新設	—
発行商品券	「収益認識基準」の適用に伴う変更	—
売上割引	「収益認識基準」の適用に伴う変更 2級から1級の出題へ変更	下記※2に掲載
仕入割引	2級から1級の出題へ変更	下記※2に掲載
重要な金融要素	「収益認識基準」の適用に伴う新設	—
契約変更	「収益認識基準」の適用に伴う新設	※1「161回完全予想模試」に問題を掲載
本人と代理人の区分	「収益認識基準」の適用に伴う新設	—
売上割戻引当金	「収益認識基準」の適用に伴う廃止	—
返品調整引当金	「収益認識基準」の適用に伴う廃止	—

注) 材料の有償支給の処理については、当面の間、出題を見送るとしてあります。

なお、『サクッとわかる日商1級 商業簿記・会計学 完成編テキスト 初版』をお持ちの方は、第2版へ買い替えることをお勧めします。

### ※1 「契約変更」について

『第161回 日商簿記1級 ズバリ！1級的中 完全予想模試』(2022年6月対策)に問題を掲載しています。

### ※2 売上割引と仕入割引について

改定後の出題区分表に新たに加わった論点で、『とおるテキスト 商業簿記・会計学Ⅱ 応用編』、『サクッとわかる日商1級 完成編テキスト 第2版』に掲載の無い論点のうち、売上割引と仕入割引について以下に掲載します。

なお、「収益認識に関する会計基準」の内容についてはボリュームが多いため、大変申し訳ございませんが、「収益認識基準」に関するご質問にはお答えいたしかねます。

## 1. 売上割引

商品を掛けて売り上げた場合に、支払期日前の一定期間内に買い手が代金を支払ったときは**代金の一部を免除する**という条件を付けることがあります。これを**売上割引**といいます。売上割引については「収益認識に関する会計基準」では**変動対価に該当するもの**と考えられます。そのため、販売時に売上割引の条件を付け、受け取る対価が減額する可能性が高い場合には、**減額すると見積もられる額を除いて収益を計上**します。

また支払いの免除により減額すると見積もられた額については**返金負債として計上**することが考えられます。

以下の取引について、A社の仕訳を示しなさい。商品売買は三分法により記帳する。

(1) A社は、×2年7月1日にB社に商品を10,000円で売り上げ、代金は掛けとした。支払期日は×2年8月31日であるが、10日以内に代金を支払った場合、代金の5%を割引くという条件を付けた。A社はこれまでのB社の支払実績をもとに代金の5%分を除いた額を収益として計上する。

(2) ×2年7月8日に、販売代金から割引額を引いた額がB社よりA社の当座預金口座に振り込まれた。

### (1) 販売時

( 売 掛 金 )	10,000	( 売 上 )	9,500 * <sup>2</sup>
		( 返 金 負 債 )	500 * <sup>1</sup>

\* 1 10,000円×5%=500円      \* 2 10,000円-500円=9,500円

### (2) 代金回収時

代金回収時に返金負債を減らします。

( 当 座 預 金 )	9,500	( 売 掛 金 )	10,000
( 返 金 負 債 )	500		

なお、早期回収による支払いの免除は、早期の支払日から通常の支払日までの利息を売り手が支払ったと考え、従来は代金回収時に売上割引勘定(費用)を用いて損益計算書上、営業外費用の区分に表示していました。

しかし「収益認識に関する会計基準」により会計処理が変更になりました。

## 2. 仕入割引

商品を掛けて仕入れた場合に、掛け代金を支払期日前の一定期間内に支払ったときの**代金の免除額を仕入割引**といいます。売上割引を買手の立場から見たものが仕入割引です。

代金から免除してもらったとき買手はその分の利息を受取ったものと考え、**仕入割引勘定(収益)**を用いて、**損益計算書上、営業外収益の区分に表示**します。

例題

以下の取引について、B社の仕訳を示しなさい。商品売買は三分法により記帳する。

(1) B社は、×2年7月1日にA社から商品を10,000円で仕入れ、代金は掛けとした。支払期日は×2年8月31日であるが、10日以内に代金を支払った場合、代金の5%を割引くという条件が付けられた。

(2) ×2年7月8日に、仕入代金から割引額を引いた額をB社の当座預金口座からA社の口座に振り込んだ。

### (1) 仕入れ時

( 仕 入 )	10,000	( 買 掛 金 )	10,000
---------	--------	-----------	--------

### (2) 代金支払い時

( 買 掛 金 )	10,000	( 当 座 預 金 )	9,500
		( 仕 入 割 引 )	500

「収益認識に関する会計基準」により、買手側と売手側の会計処理が非対称となっています。